



ひとりで決めることが心配な人が
住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるようにするためには、
様々な分野の方が連携し、
地域全体で支え合うしくみが必要です。
市民後見人や法人後見の担い手育成の参考に、
この冊子をご活用ください。



ひとりで決めることが心配な人の その人らしい生き方と安心を支える





成年後見制度の担い手は、 今後、ますます必要に！

障害のある人もない人も、誰もが尊厳のある自分らしい生活を続けられ、地域社会へ参加できることを支える「権利擁護支援」。そのニーズが高まり多様化している今、同じ地域に暮らす住人として、成年後見制度を利用している人と同じ目線で考え相談し合える市民後見人や、長期間にわたり支援を継続することのできる法人後見の役割が今後ますます重要になっていきます。

成年後見制度を利用している人も、地域に活力を与えるキープレーヤーの一人。地域の力、ネットワークが生み出す力で、意思と権利が尊重され、地域社会へ参加する機会が増えれば、いずれそのエネルギーは地域の力となって返ってきます。

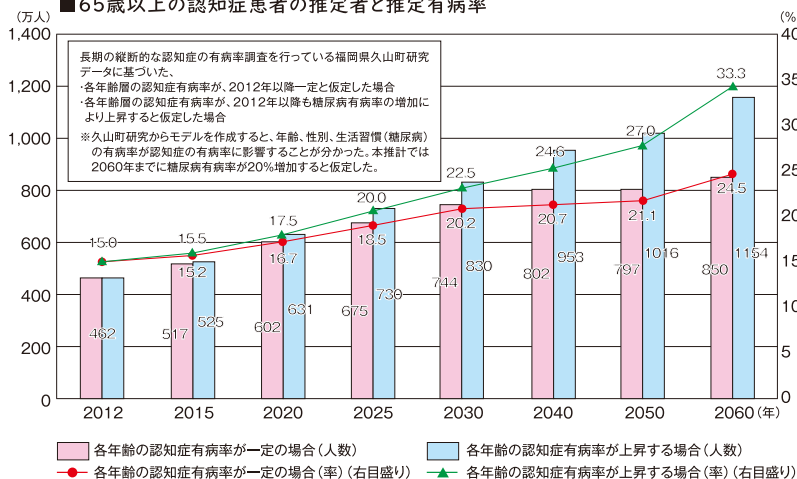
より多くの地域の皆さんにお力を貸していただけるよう、成年後見制度の担い手の育成と確保に向けた取組をお願いします。

2025年には、高齢者5人に1人が認知症に！



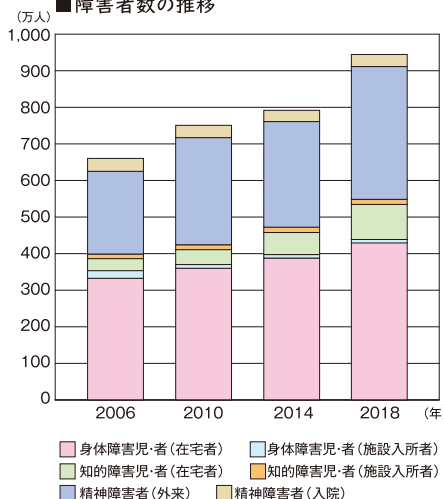
平成29年度高齢者白書によると、2012年は認知症患者数が約460万人、高齢者人口の7人に1人の割合だったものが2025年には5人に1人が認知症になるという推計もあります。また、知的障害者、精神障害者の数も、年々増加しています。

■65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率



※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授)より内閣府作成を改変

■障害者数の推移



※内閣府「障害者白書」(平成18年版、平成22年版、平成26年版、平成30年版)より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成を改変



市民後見人の活動と意義

市民後見人とは、弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等です。

市民後見人の役割は人材不足を補うことではありません。同じ地域に暮らす住人としてご本人と同じ目線で考え、相談し合える、寄り添い型の支援を体现する活動です。ご本人にとって、もっともふさわしい成年後見人等を増やすという考えで市民後見人を育成していくことが大切です。

市民後見人の活動によって、ご本人が元気になり、活動する人も元気になり、そうして誰もが社会参加する機会を得ることで、地域も元気になっていく。その3つが重なる所に市民後見人の活動の本当の意義があると思います。

同志社大学社会学部教授・社会福祉士 永田 祐氏



市民後見人の育成・支援

市民後見人として活動していただくためには、まず、地域の自治体や中核機関が養成講座などの研修を開催し、知識や技術、姿勢などを習得していただく必要があります。

また、市民後見人として選任された後も、スムーズな後見活動が継続できるように、定期的に報告や相談を聞き、必要であれば速やかにサポートしていく体制づくりが重要になります。

● 市民後見人として活動するまでの流れ ●

地元自治体が開催する市民後見人養成講座を受講
(知識・技術・姿勢を習得)

地元社会福祉協議会やNPO法人などが実施する事業に、
権利擁護に関わる支援員として活動して経験を重ねる

地元自治体が整備する市民後見人候補者名簿に登録

地元自治体から成年後見人等の候補者として推薦され、
家庭裁判所から選任を受けて市民後見人としての活動をスタート

選任後も地元自治体の社会福祉協議会等が
市民後見人の相談に対応、支援



※この流れは、モデル的な例です。一般の後見人等と同様に家庭裁判所の監督の下、活動を行います。

**『ほっとかれへん』思いから、ちょっとしたおせっかいを
みんなで担っていく。それが市民後見人だと思っています。**

大阪府八尾市 市民後見人 竹元紀子さん



民生委員の経験もありますし、人と関わる仕事が好きです。被後見人さんは、聴覚障害で発語が難しいのですが、私が会いに行くといつもニコッって笑って手を振ってくれます。その笑顔に私の方が癒されてるというか、元気をもらっています。こんな素人のおばちゃんでもできるんですから、市民後見人はどなたでもできることだと思います。

**私たちが気づかないことも町民目線で気づいていただけるので、
市民後見人さんとは常に情報交換し、助けていただいています。**

北海道白糠町 特別養護老人ホーム「清和園」事務長 二色郁子さん

私たちの施設には、市民後見人さんに入所手続の頃から支援していただいている元漁師さんがいらっしゃいます。市民後見人さんには、浜の魚や漁の話もしていただけるので、その方も元気になるというか、楽しみにして会話することも増えたかなと感じています。同じ町民の後見人さんなので、被後見人さんの生活がよく見え、接し方も違いますね。



**市民後見人の活動を通して、
地域に権利擁護の考え方が広がっていくことを期待しています。**

北海道 白糠町役場 介護福祉課介護支援係 林 千恵実さん



市民後見人さんは地域の同じ住民として、ご本人の生活に密着した目線で配慮をしてくださいます。社会参加という面でも後押ししてくださるので、とても心強く感じています。できるだけ多くの町民の皆さんに、市民後見人養成講座を受けていただければ、みんなが「お互いさま」という気持ちで支え合うことができる元気な町になると思います。

中核機関のみなさんのバックアップが 市民後見人の活動を支えています！

家庭裁判所が安心して選任できるように、いろいろな情報や報告を日頃から全部伝えているので、受任もスムーズに進んでいると思います。

NPO法人 尾張東部権利擁護支援センター長 住田敦子さん



研修の中身、市民後見人の選考内容や評価基準、検討委員会での検討内容やその仕組みづくりの報告など、すべて家庭裁判所へ提出しています。その冊子は厚さ10cmになることもあります。また、委員会や市民後見人推進事業には、裁判所にオブザーバーとして出席を依頼し、活動の実態や意義を理解してもらっています。

実際に市民後見人の方を推薦する際には、委員会で作成したチェック項目を用いて確認し、行政の担当課長が推薦者としてサインをした書類を家庭裁判所に提出しています。

結局は信頼関係。行政や私たち養成機関が一つのチームとして責任をもって行っていることを理解していただいていると思います。今では、市民後見人の推薦を家庭裁判所から求められることもあります。

市民後見人さん達と一緒にPR活動することで、コミュニケーションが密になる上、地域の皆さんの制度理解も進んでいます。

うらやす成年後見支援センター長 大西美和さん



浦安市民に成年後見制度を理解してもらうために、市民後見人養成講座修了者による『うらやす成年後見サポーターズ』を組織してPR活動を行なっています。センターとサポーターズが協働で紙芝居を手づくりし、具体的な例をあげて説明する出前講座もそのひとつです。制度周知の必要性を共有して一緒に活動する中で、チームとしての信頼関係も築けますし、市民後見人さんへのフォローアップにも良い影響を与えていると思います。サポーターズに参加している市民後見人さん同士が横でつながり、相談し合えるというメリットもあります。

制度や成年後見人等の役割が知られることで、市民後見人が増えることも期待して、様々なPR活動を推進しています。





法人後見の活動と意義

権利擁護や福祉・法律の知識や技術をもった法人が、成年後見制度の担い手として活動することは、適切な支援ができるというだけではなく、自らが持つネットワークの知見や情報を活用し、素早い対応ができたり、いままで支援してきた人が何らかの理由で支援できなくなった場合に、すぐに代替りの人を選んで支援を引き継いでもらえるというメリットがあります。今後、権利擁護についての知識がある法人の皆さまにも、ご参画いただければと願っています。

成年被後見人等がまだ若い場合など、長期にわたる伴走が必要な案件では法人後見が有効です。また、法人の中で役割分担もできるので、負担の大きい案件でも対応しやすいという利点もあります。

地域の中に様々な強みを持った法人後見が増えていくことを期待しています。

同志社大学社会学部教授・社会福祉士 永田 祐氏

法人の皆さま
よろしくお願いします



法人後見に向けた体制づくり

まず、法人後見の担当者が代わっても、同じ考え方や姿勢で継続して後見業務が継続できるように、法人内で、権利擁護支援に対する意識統一を図る必要があります。受任方針の確認、業務の継続を見据えた財源の確保、効率的な担当職員の配置、今後に向けた人材育成のしくみ、後見業務の協力者となる専門家チームとの地域連携ネットワークの確保と拡充など、持続可能な体制づくりが必要となります。



呉市社会福祉協議会では、法人後見の体制づくりのひとつとして、月に一度、地域の各所属団体から推薦された弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、行政書士、社会福祉士、精神保健福祉士、地域包括支援センター職員、呉市役所職員が参加する呉市権利擁護センター運営委員会を主催し、法人後見を実施している団体への支援などをはじめ、情報共有や連携の強化に努めています。

後見活動は、士業の方々や施設職員、ケアマネジャー、ヘルパーなど、地域で被後見人さんに寄り添ってくださっている皆さんとの緊密な連携・協力のもとに成り立つものだと、考えています。このネットワークや関係性があるからこそ、法人後見を受任することができています。

呉市社会福祉協議会 近藤吉輝さん

自分が担当できなくなっても、別の職員へすぐに引き継ぎができますし、困った時に法人内で相談し合うこともできるので安心です。

広島県呉市 呉市社会福祉協議会 呉市権利擁護センター 岡村桃子さん



後見活動が長年に渡る場合には、長期伴走ができる法人後見はとても意義があると思っています。負担を分担し合えるということもあります。後見活動に協力してくれる専門家の皆さんともネットワークを築いて、お力添えいただくことによって、少ない人数でも多くの方の後見人等を受任することができていると思います。

社会福祉法人が法人後見になっていただいているので、介護のこともよく理解していただけて、本当に助かっています。

神奈川県厚木市 特別養護老人ホーム「あつぎポポロ」施設長 畠山香織さん

同じ介護に携わる社会福祉法人の方々なので、施設の中で被後見人さんがしてほしいことや、やってほしいことをすぐに判断してくださいますし、ご本人や施設と一緒に考えてくださいます。時には同業者の厳しい目でご指摘を受けることもあります。私たちが見落としていたことに気づかされることで、サービスや支援の改善にもつながっています。



近年では身上保護を重視すべき被後見人さんたちが増えています。そのような場合は、社会福祉法人さんの得意分野だと考えています。

神奈川県厚木市 厚木市社会福祉協議会 厚木市権利擁護支援センターあゆさぼ 重松 彩さん



市内に施設を有する社会福祉法人さんに対して、情報交換会や研修などを開催し、法人後見を担っていただけるよう、お声がけをしています。ゆくゆくは法人後見を通じて、お互いの施設に入ってらっしゃる方々の後見人等を担っていくことによって、法人さん同士の風通しがよくなり、相乗効果で地域の活力が生み出されることにも期待しています。

厚生労働省では、地域の皆さんに向けて、
権利擁護支援活動への参加、ご協力も呼びかけています。
このようなツールや広報も、ぜひご活用ください

(下記ポータルサイトでデータをダウンロードできます)

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



私も! 誰もが!

活躍し 続けられる 地域に!

ひとりで決めることが心配な人の意思を尊重し権利を守る
あなたにできる支援があります。

市民後見人

法人後見

地域での
見守り・支援

みんなの力で、
誰もが自分らしく安心して暮らせる地域をつくろう!

ひとりで決めることが心配な人の その人らしい生き方と安心を支える

成年後見制度

せいねんこうけんせいど

・地域のみなさんに参加していただけるよう、養成講座や研修
会など、成年後見の担い手を育成する機会を設けています。
※市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等です。

詳しくは
成年後見はやわかり 厚労省



ぜひ、地域の
みなさんのお力を、
お貸しください。

成年後見制度や具体的な後見活動・取組について、
わかりやすく紹介しています。

こちらのポータルサイトも、ぜひご覧ください。

<https://guardianship.mhlw.go.jp>

成年後見はやわかり 厚労省

